

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から43年3月まで  
② 昭和43年4月から45年3月まで  
③ 昭和46年4月から47年3月まで  
④ 昭和48年4月から52年3月まで  
⑤ 昭和52年4月から53年3月まで  
⑥ 昭和53年4月から54年3月まで  
⑦ 昭和54年4月から59年8月まで  
⑧ 昭和60年4月から61年3月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨回答を受けた。

私は、平成2年8月6日にA県B区役所の国民年金窓口において年金相談をした際に、担当職員から、「今、国民年金保険料25年分を納めると60歳から年金が受給できる。」旨の説明を受けたことから、その当日にC銀行（現在は、D銀行）E支店に行き、B区役所年金課に保険料として44万1,235円を納付した。

社会保険事務所の説明により、当時のB区役所では、現年度の国民年金保険料のみを取り扱っていたことは理解できたが、それでも私が納付した金額とは異なるので、申立期間について、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

なお、昭和59年9月から60年3月までの期間及び61年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料について、私が追納した記憶は無く、誰が納めたものか不明である。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑧について、オンライン記録及び市町村が管理する国民年金被保険者名簿により、申立人の昭和54年4月から63年3月までの国民年金保険料は当該申立期間を除き免除され、平成6年9月12日に昭和59年9月から60年3月までの期間及び61年4月から63年3月までの期間の保険料が追納されていることは確認できるものの、同名簿において申立人の免除記録を管理する保険料免除欄が未記入である上、オンライン記録において追納に係る個別記録も収録されていないことから、当時の行政側において記録管理に不手際があったことがうかがわれる。

また、F市では、「申立人の昭和59年4月以降の国民年金保険料免除記録は不明であるが、60年度の前後が長期間にわたり申請免除となっていることから、当該年度だけ免除になっていないのは不自然である。」と回答している。

さらに、申立人は、「元夫は、結婚当初から生活費を入れてくれなかった。離婚後も生活は苦しかった。」と述べており、申立期間⑧の前後を通じて生活状況に特に変化は無いとしていることから、当該申立期間のみを免除とされていない特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間①から⑦までについて、申立人は、「平成2年8月6日にB区役所の国民年金窓口において、国民年金保険料25年分を納めると60歳から年金が受給できる旨説明を受け、その当日に保険料として44万1,235円を納付した。」と主張しているところ、申立人が所持している預金通帳により、その同日に預金口座から44万1,235円が引き出されていることは確認できる。

しかしながら、平成2年8月6日の時点では、当該申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、特例納付の実施期間外であることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、「平成元年6月からB区のG氏宅に仮住まいをしていた。」と述べているが、申立人が所持している住民票により、申立人がB区に住所を定めたのは4年8月8日であることが確認できる上、申立人が所持している平成3年度の国民年金保険料の納付書により、2年8月6日の時点において申立人の国民年金被保険者記録は、F市が管理していたことが確認できることから、B区役所から保険料納付を勧奨されたとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、B区では、「国民年金の被保険者資格は住民票の有無により適用されることから、B区に住民票の無かった被保険者から国民年金保険料が納付されることは通常では考えられない。また、その保険料を区役所で受け取ることもできない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月

昭和51年ころから勤めていたA社に56年2月1日付けで本採用されてすぐの3月か4月初めころ、町役場から、「昭和56年1月の国民年金保険料が未納となっている。1か月でも納めていないと年金を全額もらえなくなる。」との内容が書かれた手紙が届いた。それでは困ると思ひ、さほど日を置かずに、同封されてきた納付書に現金を添えて、町役場の窓口で保険料を納めた。それなのに、その1月の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、昭和44年7月からは国民年金に任意加入しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和56年3月か4月初めころは、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、申立期間に係る国民年金保険料の納付勧奨の通知時期、通知内容、未納保険料の納付時期、納付方法及び納付場所等の申立人の記憶は具体的で、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、20歳を迎えた昭和40年\*月から国民年金に加入し、夫と共に国民年金保険料を夫婦二人分滞ることなく納付してきたが、申立期間について保険料が未納になっているとの指摘を受けた。

60歳の被保険者資格喪失に至るまで国民年金保険料を納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかないもので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は20歳で国民年金に加入して60歳で被保険者資格を喪失するまでの間、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付済みである上、平成9年4月からは夫婦共に保険料前納制度を利用するなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間当時の夫婦の国民年金保険料の納付については、地区の納税組合に納付していたと主張し、「納税組合の性格上、未納にすることは地区の他の人たちに迷惑が掛ることになるので、保険料を納めないはずはない。」と述べているところ、申立人のA村（現在は、B町）における国民年金被保険者名簿を見ると、納付組織欄に納付組織名が記載されていることが確認できる。

なお、申立人の夫は、申立期間直後の申請免除期間について、「冷害に見舞われ、家業である稲作が不作で収入が減ったため、役場の指導で夫婦共に申請免除の手続を行った。」としている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、20歳を迎えた昭和39年\*月から国民年金に加入し、妻と共に国民年金保険料を夫婦二人分滞ることなく納付してきたが、申立期間について保険料が未納になっているとの指摘を受けた。

60歳の被保険者資格喪失に至るまで国民年金保険料を納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は20歳で国民年金に加入して60歳で被保険者資格を喪失するまでの間、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付済みである上、平成9年4月からは夫婦共に保険料前納制度を利用するなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の妻は、申立期間当時の夫婦の国民年金保険料の納付については、地区の納税組合に納付していたと主張し、「納税組合の性格上、未納にすることは地区の他の人たちに迷惑が掛ることになるので、保険料を納めないはずはない。」と述べているところ、申立人のA村(現在は、B町)における国民年金被保険者名簿を見ると、納付組織欄に納付組織名が記載されていることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間直後の申請免除期間について、「冷害に見舞われ、家業である稲作が不作で収入が減ったため、役場の指導で夫婦共に申請免除の手続を行った。」としている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年5月1日まで  
ねんきん特別便の被保険者記録照会回答票を検証したところ、昭和25年4月1日から同年5月1日までの期間について厚生年金保険が未加入とされているが、A社人事部作成の在職期間証明書では25年4月1日から同年9月30日までB支店勤務と記載証明されている。

私には当時勤務していたA社を退職した記憶は無く、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社人事部作成の在職期間証明書、在職履歴書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和25年4月1日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B組合における資格取得日に係る記録を昭和38年8月23日に、同社B組合における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を39年9月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、38年8月及び39年8月を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月23日から同年9月1日まで  
② 昭和39年8月25日から同年9月18日まで  
社会保険事務所(当時)に昭和36年12月15日から38年9月1日までの期間及び同年9月1日から39年9月18日までの期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間①及び②について記録が見当たらないとの回答があった。

私にはA社を退職したという記憶は無く、当時は同社B組合の専従者となっており、勤務地をB組合として人事部が休職扱いで発令していた。人事部作成の在職期間証明書でも、B組合専従休職期間が記載証明されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社人事部作成の在職期間証明書、身上書、健康保険喪失証明書、健康保険適用台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し(昭和38年8月23日にA社C支店から同社B組合

に異動、39年9月9日に同社B組合から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の厚生年金保険被保険者原票から、昭和38年8月及び39年8月を3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和46年10月18日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月18日から同年12月18日まで  
私は、昭和40年4月1日から49年12月26日までA社に勤務しており、46年10月に同社B工場に転勤となった当初2か月が、厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得いかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の事業主の証言並びに同社B工場における元同僚6人の証言から、申立人は昭和46年10月18日にA社からB工場へ転勤となり、申立期間について、B工場に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格喪失日が昭和46年10月18日と記載されているところ、B工場における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）には、申立人の資格取得日が同年12月18日となっており、資格取得届の進達日が同月10日と記載されていることが確認できる。

また、被保険者原票の記載内容についてC年金事務所長からは、「社会保険事務所（当時）が資格取得日以前に進達することはできません。したがって、資格取得年月日か進達年月日のいずれかに記載誤りがあっ

たものと思われます。」との回答を得た。

さらに、現在の事業主(当時の事業主の息子)は、「当時の関係書類は無いが、社会保険事務所への届出、保険料納付については、きちんとやっていた。日付の届出誤りは考えられないし、申立人が一時退社したこともない。」と証言している。

加えて、当時の同僚は、「申立人は、B工場の新設に伴う要員として転勤してきた。昭和46年10月ごろから一緒に勤務した。」と証言している。

また、A社及びB工場において厚生年金保険の被保険者記録のある申立人を含む元従業員26人については、申立人を除く全員に厚生年金保険被保険者期間が継続していることが被保険者原票により確認できる上、B工場で社会保険委員(当時)を担当していた元同僚は、「B工場では、厚生年金保険に加入しなければならない人は、全員加入させていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和46年10月18日に資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者原票の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月26日から同年4月1日まで  
ねんきん特別便には、昭和40年3月26日から同年4月1日までの期間について厚生年金保険が未加入とされているが、私にはA社を退職した記憶は無く、同年3月末までC支店に勤務し、同年4月1日よりB支店に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社人事部作成の人事経歴書、健康保険喪失証明書、健康保険適用台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和40年3月26日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年2月まで  
私の学生時代の国民年金保険料については、亡き父から納付していると聞いている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「亡き父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。」と主張しているものの、その父は既に他界しており証言を得ることはできない上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録及び市町村が保管している国民年金被保険者名簿においても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする記録は確認できない上、申立人からは保険料をまとめて納付したとする主張は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人及びその亡き父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森国民年金 事案 512(事案 234 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から43年7月まで

申立期間については、私の妻がA県B区役所へ夫婦二人分の国民年金保険料を毎年まとめて納付していた記憶がある。

当初の判断後、私の妻が申立期間に係る新たな資料を得ることができ、資料には申立期間の国民年金保険料が納付と記載があるので、保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「私の妻がA県B区役所へ夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、夫婦共に未納である上、申立人の妻が申立人夫婦の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに際し、申立人は、その妻が、「当初の判断後、申立期間に係る新たな資料を得ることができ、この資料には申立期間の国民年金保険料が納付済みとの記載がある。」として資料を提出しているが、当該資料は、平成10年7月15日以降にA県C市役所の担当職員が年金の説明用紙として申立人に手渡したところ、申立人の妻が当該用紙に夫婦二人分の国民年金及び厚生年金保険の保険料納付状況等を記載したものであることから、申立人の申立期間の保険料納付を新たに示す証拠資料とはならず、他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森国民年金 事案 513(事案 235 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から43年7月まで

申立期間については、私がA県B区役所へ夫婦二人分の国民年金保険料を毎年まとめて納付していた記憶がある。

当初の判断後、申立期間に係る新たな資料を得ることができ、資料には申立期間の国民年金保険料が納付と記載があるので、保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「私がA県B区役所へ夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、夫婦共に未納である上、申立人が申立人夫婦の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに際し、申立人は、「当初の判断後、申立期間に係る新たな資料を得ることができ、この資料には申立期間の国民年金保険料が納付済みとの記載がある。」として資料を提出しているが、当該資料は、平成10年7月15日以降にA県C市役所の担当職員が年金の説明用紙として申立人に手渡したところ、申立人が当該用紙に夫婦二人分の国民年金及び厚生年金保険の保険料納付状況等を記載したものであることから、申立人の申立期間の保険料納付を新たに示す証拠資料とはならず、他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月30日から同年8月8日まで  
② 昭和39年11月12日から40年2月27日まで  
③ 昭和40年4月7日から同年6月23日まで  
④ 昭和41年7月13日から同年9月6日まで  
⑤ 昭和42年4月22日から同年12月27日まで  
⑥ 昭和43年5月29日から同年7月16日まで

船員保険加入期間について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実が無い旨回答を受けた。申立期間については間違いなく乗船しているので、再調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①、②及び③のA丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該申立期間において乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、当時の船長及び船員保険加入記録がある複数の元同僚は、「申立人及び船員保険加入について記憶が無い。」と証言している。

また、申立期間①については、船員保険被保険者名簿に欠番が1件あるものの、申立人のものと確認できないほか、当時の通信士は「申立人は分からない。申立期間①において申立人は通信士だったと主張しているとのことであるが、私が乗船したときは、通信士は私一人だった。」と証言している。

さらに、申立期間②について、船員保険被保険者名簿を見ると、申立人及び証言が得られた元同僚には、昭和39年11月1日資格取得、同日資格喪失の記録があり、この元同僚は、「私の船員保険の記録は、A丸ではなく

別の船に乗船していたことによる。」と証言しているほか、当時の通信士は、「申立人は分からない。申立期間②において申立人は通信士だったと主張しているとのことであるが、私が乗船したときは、通信士は私一人だった。」と証言している。

なお、当該事業所では、「当該申立期間当時の関係書類は既に廃棄しており、事情を知る職員もいない。」と回答しているほか、申立人が申立期間①から③までにおいて同じ船主に雇われていたとして名前を挙げた元同僚及び申立期間③の漁労長は、既に他界しており、当時の状況を確認できる証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間④、⑤及び⑥のB丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該申立期間において乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間④について、船員保険加入記録がある元同僚は、「申立人及び船員保険加入について記憶が無い。」と証言している。

さらに、申立期間⑤について、船員保険加入記録がある元同僚は、「申立人について記憶が無い。20人くらい乗船していたが、船員保険には甲板員が加入しない等、すべての乗組員が加入していたわけではなかったと思う。」と証言している。

加えて、申立期間⑥について、船員保険加入記録がある複数の元同僚は、「申立人及び船員保険加入について記憶が無い。」と証言している。

なお、当該事業所は昭和45年11月30日に適用事業所ではなくなっているほか、当時の船主及び漁労長は所在不明、当時の船長は既に他界しており、当時の状況を確認できる証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間④、⑤及び⑥における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。